

I すべての機器ユーザーの皆様へ

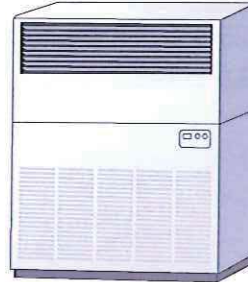
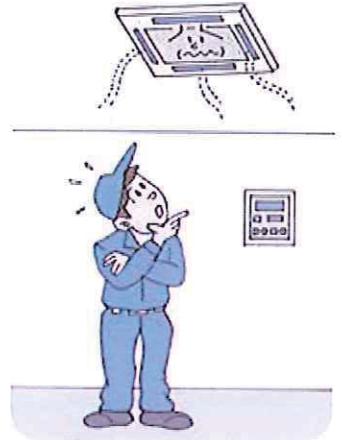
1. 背景

業務用冷凍空調機器に使用されている「冷媒」の多くはフロンガスですが、現在使用されているフロン類の多くは、代替フロンと言って、「オゾン層を破壊しない」ものに転換されています。

しかし、その代替フロンは、大気に放出するとCO₂の数千倍もの「地球温暖化」に与える影響が大きく、排出削減が喫緊の課題となっています。

そこで、平成25年6月12日、「フロン回収破壊法」が改正されました。この改正では、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称:改正フロン法)と名称を変更し、『できるだけフロン類を使用しない製品を製造し、使用しよう』、『フロン類を使用している製品については、排出をしないようきちっと管理をしよう』ということになりました。

この改正フロン法では、フロン類の製造から廃棄までの「ライフサイクル」全体を見据えた包括的な対策が盛り込まれており、フロン類を製造する「フロンメーカー」、フロン類を使用する冷凍空調機器を製造する「機器メーカー」、そして、フロン類が使用されている業務用冷凍空調機器を使用している「機器ユーザー」に、国が「判断の基準」を定め、各当事者にその遵守を求めるものとなっています。



2. 「簡易点検」について

管理者の「判断の基準」では、全ての機器ユーザーに対して、使用する全ての業務用冷凍空調機器について日常的に行う「簡易点検」を**四半期に1回以上**行うよう定めています。この「日常点検(簡易点検)」は、機器ユーザーが自ら実施することが求められています(専門業者に依頼してもよい)。

また、以下のとおり、一定規模(7.5kW)以上の機器について、専門業者などの十分な知見を有する者による「定期点検」も定められています。

点検を行う前に、まず自社にある業務用冷凍空調機器について、どのような機器を使用しているか確認しましょう。

●簡易点検

機種	点検頻度
全ての業務用冷凍空調機器	四半期に1回以上

●定期点検

機種	圧縮機電動機定格出力 [※]	点検頻度
エアコン	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

※) その他、エンジンをういて圧縮機を動作させるGHP(ガスヒートポンプ)などの製品も対象となりますので、機器メーカーや専門業者に確認してください。



機器の大きさを確認

Ⅱ 簡易点検（漏えいチェック）の方法

1. ビル用マルチエアコン

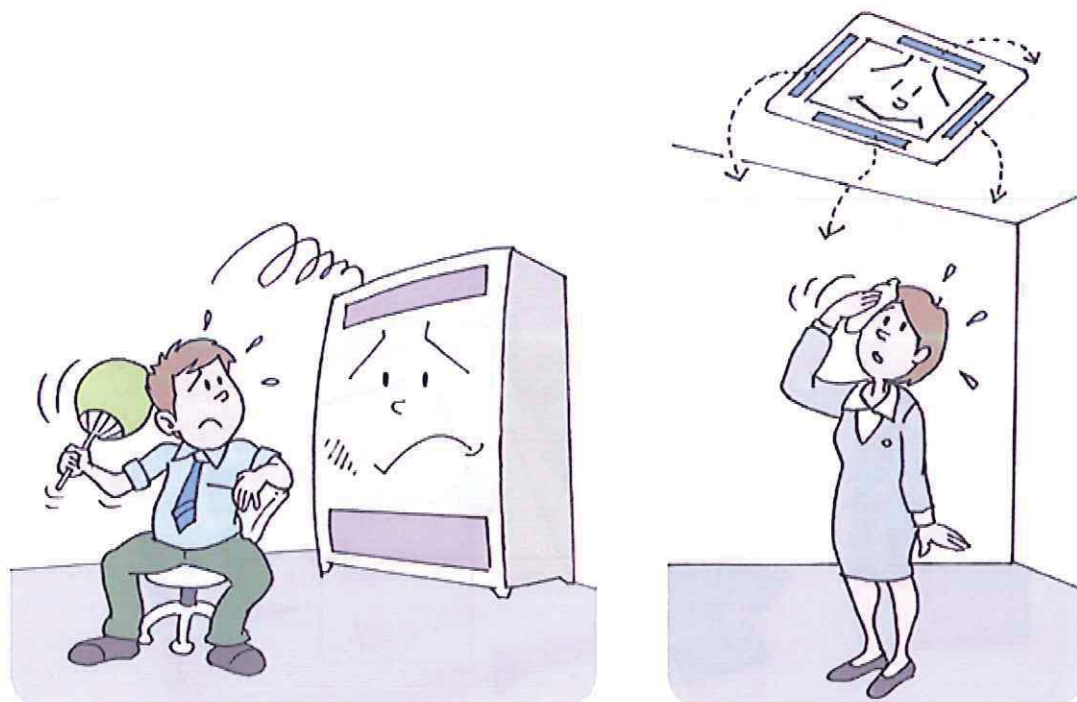
オフィスビルや店舗にはさまざまなエアコンがあります。

ここでは、その代表的なビル用マルチエアコンと店舗用パッケージエアコンのフロン漏えいに対する機器ユーザーの皆様が実施する簡易点検について説明します。

その他のエアコンについても、ほぼ同様の点検が必要となります。不明な点は、設備業者や保守・メンテナンス業者などの専門業者にお問い合わせください。

点検項目		推奨点検頻度	頁
室外機点検	・機器の異常振動・異常運転音 (安全で容易に点検出来る場合)	1回/日以上	6
	・機器及び機器周辺の油のにじみ (安全で容易に目視が出来る場合)		7
	・機器のキズの有無、熱交換器の腐食、錆びなど (安全で容易に目視が出来る場合)		8
室内機点検	・熱交換器の霜付きの有無 (安全で容易に目視が出来る場合)	1回/日以上	9

また、「冷えが悪くなった」「エアコンがきかなくなった」などの状況になりましたら、これらの点検を行うとともに専門業者にお問い合わせください。



●点検頻度について

機器の異常を早期に発見するためには、日頃からの点検が必要です。「判断の基準」では必要最低限の頻度として四半期に一度以上の点検を求めています。この手引きでは「推奨点検頻度」としてそれぞれの頻度を記載しています。簡易点検を行うために推奨点検頻度で専門業者による点検を依頼する必要はありません。機器の使用状況などにあった頻度で簡易点検を行っていただき、必要に応じて専門業者に点検を依頼してください。